昭和39年6月15日　第百十四号　（毎月15日発行）

町報 麻生

麻生町役場
麻生町役場実所
永作印刷所
麻生印刷所
発行人　麻生町42
発行所
発行印刷所

5月末日人口

	男	女	計	世帯数
麻生地区	2,701人	2,925人	5,626人	1,212
太田地区	1,067	1,110	2,177	397
大和地区	2,448	2,642	5,090	934
行方地区	1,241	1,345	2,586	501
小高地区	1,766	1,829	3,595	676
計	9,223	9,851	19,074	3,720

7月の歴史

1日　暴風雨のため蒙古軍の兵船が沈没(1281年)
4日　アメリカ、自由と独立を宣言（1776年）当時13州、「人間は平等に作られ、生命、自由、幸福を求めるのは神から与えられる権利である」
7日　七夕まつり。けん牛、織女の年1回の出会い七夕竹の美しさ、川へ流された竹のふぜいなど、いまもなお詩情のつきない行事です。
26日　ポツダム宣言発表(1945)　米英中の三国、日本の無条件降伏を要求
30日　明治天皇せい去され、大正と改元されました。(1912年)

税金はどうなる

町民税は下がるが 国保税は上がる

六月は町民税の第一期と国民健康保険税の第二期の納期に当ります。先月に続いてこの二つの税金のあらすじをお知らせいたします。

町民税

町民税の所得割は今迄二つの方式があつて、本文方式と但し書方式といわれておりました。本文方式というのは所得税の課税方式と殆んど同じでしたが、但し書方式は総所得金額から所得控除として基礎控除のみをする方式で、財政上の必要性から多額の市町村（全国で八一%の二、七五九ケ市町村にものぼります）がこの方式を採用していました。

当町もやはりこの方式で課税したわけです。

ところがその方式は税金が重い上に所得税の減税に伴なつてだんだん本文方式を採用している町村との較差が大きくなつて参りました。

そこで同じ所得であり乍ら、住むところによつて住民税が違うという不合理性をなくするために昭和三十九年度と昭和四十年度の二ケ年間にわたつて、住民税の課税方式を本文方式に統一することに地方税法が改正されたわけです。

それで本年は基礎控除の外に扶養控除として第一人目四万円(四十年度は七万円)第二人目以下三万円が引かれることになりました。又その上に町では今迄国で決めておく税率（準拠税率といいます）の一、三倍位（法律で一、五倍迄は許されている）の税率になつていたのを、本年から準拠税率にまで引下げることにいたしました。そのため昭和三十八年度において所得割額一、一九一万円程であつたものが昨年と同じ所得でみた場合六二三万円位に減る見込みです所得の伸びが約八%位あるでしようし、家族の構成などによつて、各個々にはいろ/＼差がありましようが、町全体としては大巾な減税になるわけです。

昨年と本年との賦課方式を比較しますと次のようになります。

昭和38年度

総所得金額－基礎控除額90.000円＝課税総所得金額×

(平均税率31.8/100)＝算出税額－額控除税 扶養1人600円＝所得割

（青色専従1.600円白色専従1.000円）

昭和39年度

総所得金額－基礎控除90.000＝課税総所得金額×

（扶養控除1人目40.0002人目以下30.000）

(平均税率24/100)＝算出税額－税額控除＝所得割

（青色専従1.600白色専従1.000）

国民健康保険税

国民健康保険税はその年度の初日における療養の給付及療養費の支給に要する費用の総見込額から皆さんが窓口で支払う一部負担金(医者代)を控除した額の七割五分に相当する額を賦課することになつております。

又賦課の割合は

所得割総額で　百分の四十
資産割総額で　百分の十
被保険者均等割総額で　百分の三十五
世帯主平等割総額で　百分の十五

となつております。

ところで昨年と本年の比較をみると

療養の給付費及び療養費は

三八年度　五四一九万円
三九年度　六一二四万円

で本年の方が七〇五万円程増加して居ります。

又保険税は三八年度一、八九八万円必要であつたものを繰越金があつたため四〇〇万円程少なくして実際は一、四九八万円を課税しました。これは前記の七割五分の制限よりずつと少ない四割七分位になります。

本年は国保法の改正や、繰越金がないこと、受診率が上つたことなどで昨年より一、〇九倍位医療費が多くなり、三、四四四万位見込まなければなりません。そこで保険税も一、〇九倍の二、〇六七万円を必要としますので、約五七〇万円程度の増税になるわけです。

こまかく書くとむづかしくなりますのでこれを要約すれば次のようになります。

年度	療養給付費 1人1世帯当	療養給付費 1人1世帯当	保険税 1人1世帯当	保険税 1人1世帯当
38年	1.715	9.571	857	4.782
39年	2.002	10.899	1.198	6.523

今度発行した第二期の納税通知書は、第一期分の二割増として暫定で賦課いたしました第三期において確定しましたのでお通知いたしますのでこれを要約すれば次のようになります。

納付について御協力下さい。

社会科の学習に

「麻生町の手引」を

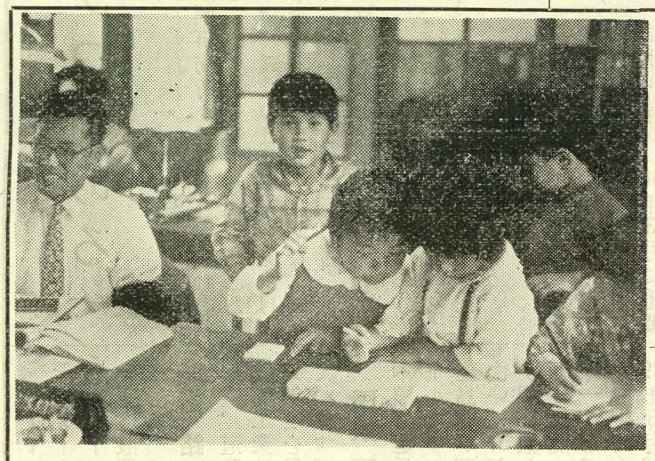

小学校、中学校でも社会科の学習のひとつとして「わが町を知ろう」という学習が盛んになつてきています。

そのお手伝いの一方法として「農業基本調査の結果を」二〇〇部つくります。

学生の社会科の学習にしては、部分的な農業関係しか記載されていませんので、十分満足を得られませんでしようが活用していただきます。

これは部数に制限がありますので、管内小中学校及び統計調査員に配布した残りを、頒布したい考えです。（総務課）

写真　役場で学習する麻生小の三年生の皆さん

敬老会は白帆荘で

バスで送迎します

おじいさん、おばあさん、いつもいつもお元気でなによりです。

今年も次のように敬老会をひらきますから、一日ゆつくり遊んで清新の気を養つていただきます。

このため、おくりむかえに、バスをお廻わししますから、地元の婦人会の皆さんとともに御来臨ください。

6月29日…太田、行方地区
6月30日…大和地区
7月1日…麻生地区
7月2日…小高地区

時間は十時ですが、バスの着き次第開催します。

場所…白帆荘です。

それから、楽しく遊んでいただくため、地元民謡会の皆さんにお骨折りをいただき、落語家の名人を東京からおいで願うことにしております。

瀬尾正満氏再任

行政苦情処理におほねおり

行政相談委員瀬尾正満氏は、任期満了になりましたが、この程、地方行政監察局長より再任の旨連絡がありました。

皆様の苦情は、どんな小さなものでも御相談にのつてくれますから、どしどし申出になつてください。

なお瀬尾さんのおすまいは、下淵、佐原タクシー前です。

集中豪雨について備えよう

36年6月27日から29日にかけての集中豪雨には、一五五ヘクタールの水田冠水や、床下浸水七戸、町道破損延長一四五メートル、その他の被害を出しています。

この時の雨量は、日立、水戸土浦の線と、大津、下館を結ぶ線でかこまれた地域では、10億立方メートルの雨が降つたことになります。

このことは、霞ケ浦にたたえていた水を、二日間にこの地域にブチまけたことになります。このようなことが、これからも起らないとは断言できません。

集中豪雨に備えるには

①梅雨期に、強い雷を伴つた雨が降り出したら、いちおう集中豪雨ということを考えて台風におとらぬ警戒をします洪水ばかりでなく、山くずれにも警戒する必要があります

②気象警報に注意し、信頼して、早目に避難などを考えておきましよう。

⑤夜間になると、すべての連絡、情報などがとりにくくなります。水防機関などとの連絡を密接にとりましよう。

④過去に大きな被害のなかつた地方でも安心できません。むしろ、これから災害の順番がまわつてくると考えて、準備をしておくべきでしよう。ゆだんは大敵、平常から心がまえをつくつておくことがたいせつです。

商業統計調査についてのお願い

通商産業省では、昭和39年7月1日現在で全国の卸売業小売業(代理商、仲立業、飲食店を含む)の商店について、もれなく商業統計調査を実施します。

この調査は、統計法にもとづく指定統計調査として、すでに昭和27年を第1回として2年ごとに行なわれ、今回は第7回目の調査であります。

この調査の目的は、商業全般の実態を把握して、適切な商業政策を立てゝ右の基礎資料とするものであります。調査事項も商店の従業者、販売額、仕入先等わが国における商店の分布状況、商業活動などの実態を明確にするために必要なものばかりです。

調査は、昭和39年7月1日を調査時点とし、6月28日から6日30日までが準備調査、7月1日から7月10日までを本調査として、県知事から任命された次の調査員が皆様の商店に伺つて、直接調査票の記入をお願いすることになつております。お手数ですがこの調査の趣旨をよく御理解くださつて、進んで調査票を提出されるようお願いします。

提出された調査票の内容を他にもらしたり、徴税その他皆様に不利益となるような目的に利用することは、統計法で固く禁じられていますから調査事項に該当するものは、すべて正確に記入されるよう特にお願いします。

第1調地区(行方全地域)　鴨下一郎
第2調地区(小高全地域)　茂木平一郎
第3調地区(大和全地域)　柏葉祐
第4調地区(太田全地域)　石神保一
第5調地区(麻生のうち新原田町、宿、新田、古宿)　谷田川裕之
第6調地区(麻生のうち下淵蒲縄)　三浦五郎
第7調地区(麻生のうち玄通粗毛、富田)　吉崎嘉定

☆6月のこよみと行事☆

1日　気象記念日、町農協合併懇談会
3日　町農産物改良協会総会(公民館)
　　町社協理事会(役場)
5日　町民生委員協議会
　　婦人学習活動打合会
7日　計量記念日
8日　町保険施設協議会
　　町婦人会連絡協議会
9日　麻生地区区長会
10日　時の記念日、
　　町黄萎病防除反省会
11日　入梅、町農業学校
12日　夏至、町種豚登録協会総会
16日　町教委会、町土地改良関係会議
19日　農業委会、観光事務打合会
22日　商業調査打合会
23日　オリンピックデー、町議会
25日　救らいの日
29日　敬老会（太田、行方）
30日　〃　（大和）
7月1日　〃　（麻生）
〃　2日　〃　（小高）

◆時間守って明るい社会

鹿行は変りつつある

鹿行地域総合開発のため振興事務所が設置され、それと同時に促進協力会が誕生してから満三年を経過しましたこの間に、私達は、おぼろげではありますが、県をあげて、いや国をあげての大事業であると思うようになつて来ました。

けれども、その内容については、まだまだ、充分とはいえないでしょう。

岩上鹿行振興事務所長は、さる五月二二日協力会総会の席上、次のようにその要旨を説明しております。

鹿島臨海工業地帯とは

鹿島臨海工業地帯造成事業は首都から、わずか80キロ、広大な土地、霞ケ浦、北浦の豊かな水、これらを活用して一〇〇〇万坪の工業用地造成と港湾の建設を中核として、道路、鉄道、工業用水道の関連施設を整備して、臨海工業地帯を造成しようとするものです。

鹿島港湾

昭和35年から基礎調査を実施してきた鹿島港は、37年度に約一億円で試験堤約三〇〇メートル建設、38年3月に重要港湾に指定、38年度約五億円の予算で、作業船、船溜基地の建設が行われ、39年度は、十億六千万円で、北防波堤一〇〇メートル、南防波堤七〇〇メートル、船溜東防波堤三〇メートル、船溜南防波堤一七〇メートル、船溜浚渫一五〇立方千メートルとケーソンヤード設置が行なわれる予定です。

街路事業

鉄道、道路の整備とともに、臨海工業地帯の幹線街路は、43年度を目標に細部検討をしています。

国鉄「鹿島線」

本線は延長七六・六キロメートルですが、36年5月水戸・鹿島間が調査線に指定され、次いで37年5月鹿島・佐原間が調査線となり、現在では水戸佐原間を一本として「鹿島線」として着工促進のために運動中であります。

39年3月23日鉄道公団が発足し、公団に引継がれた調査線は「鹿島線」を含めて18線、着工線は43線あり、公団の39年度予算は95億円でありますので、このような予算措置では43線に及ぶ着工線を建設するために、約10年を要するとのことです。

従つて「鹿島線」を着工線として、港湾の第1期計画が完成する42年末までに開通させるためには、強力な政治活動が必要です。

環境衛生の施設は

都市でも農村でも、し尿処理に行きづまり環境衛生には、多くの問題がおきています。

潮来町、牛堀町、麻生町では清掃組合をつくり、し尿消化そう整備計画を樹立し推進していますが、設置場所が未解決になっています。

40年から41年度にかけて、整備を完了するよう協力をいただきたいと存じます。

(計画処理人口二七、〇〇〇人消化量27キロリットル/D)

水産施設の整備

①白浜漁港

白浜漁港は、北浦のほぼ中央部右岸に位置し、水産物の水揚高は年間一五〇〇トン、利用漁船は一三〇隻を数え、北浦漁場における水産物の生産及び流通の根拠地となつているため、これらの整備の急務を痛感し、運動の結果、38年7月23日第一種漁港に指定されました。

この全体計画は、防波堤二〇〇メートル、物揚場二二〇メートル、船溜浚渫、盛土、物揚場舗装など一千二百万円を要します。

②麻生漁港

27年10月21日第一種漁港に指定、港内に流入する鯉千匹川より出水の都度、多量の土砂を排出するので、年々港内が埋没してくるため、32年度以降、県営事業として、鯉千匹川の付替と導流堤、防砂堤及び港内浚渫を実施し、39年度においても防砂堤の40メートルに延長と港内浚渫を二〇〇万円で行なつて遂次整備をはかつております。

農協合併推進事業

農業協同組合の合併については、一般経済の発展、交通通信機関の発達、農産物市場の拡大、市町村の合併等により農村においても社会経済圏が著しく拡大され、旧来の規模では、その機能を十分に発揮することができなくなりました。

さらに、農業経営の近代化等により、農業が現在の状態にとどまる限り、これらの農業の発展に対応できないので、その規模自体を拡大するために強力に合併を推進したいと存じます。

麻生町については五組合を有していますが、各農協では、概ね平常の運営がなされているので、合併については関心が薄く、合併推進の話合いは進められていない。

今後は、町当局における各農協への働きかけを期待して本年度中に合併推進協議会の結成をはかる。問題点として旧村意識の解消及び意志の統合をはかるといつています。

むすび

以上管内の概要を申しあげましたが、これらの事業を推進するうえに幾多の問題があり、また、先般来各町村ごとに「地域振興連絡会議」を開き、町村ごとの苦情、要望事項等も数多くございますので、これらの問題も併せて十分検討いたし、地域振興のため、今後もますます町村と密接な連携のもとに努力してまいりたいので、ご協力ご支援をお願い申しあげます。

(後　記)

ここで強く申しあげたいことは麻生町だけが今までの姿でよいであろうか?だとすれば推移する社会情勢に立ち遅れるばかりでなく経済面においても弱少町村に終つてしまうのではなかろうか?

私達は、鹿島開発を向う岸の火事とせず、開発の波に乗り町発展を向上させねばならないと思います。

かけ金が高い
かけ捨てが多い
無事戻し額が少ない

が改正された 農業共済制度

農業災害補償制度は、制度ができてから、十数年間、災害対策のただひとつの制度として農業経営の安定に寄与してきました。

しかし、農業をとりまく、いろいろな条件の変化にともなつて、農業の実態にあわない面がでてきました。

①かけ金が高い。②農家負担に比較してかけ捨てが多い。③被害のないときの無事戻し金が少ない。④共済金の支払いが実際の損害に比較して少ない。

こういつた不満の声があり、各方面から制度の改正が要望されてきたわけです。

この要望にこたえ、政府は農作物共済(水稲、陸稲、麦)を中心として改正を加え、第43国会で38年7月3日に成立し、今年2月1日から実施されることになりました。

支払いは組合と連合会・大災害は国で

改正のおもな点として

第1に、農業共済組合などの農作物共済の事業責任が拡充されました。

旧法では、全体の約4.5割が国、4.5割が県共済連、残りの1割が組合などの責任となつていました。新法では、約4割が国、2割が県共済連、残り4割が(農家のかけ金負担相当額)が組合などの責任になつています。したがつて、平年災害の共済金の支払は、組合と連合会が行ない、大災害に対しては国が支払うことになります。

また、災害の少ないときには、組合、連合会がもつているかけ金に残金が生まれますから、この残金を、被害のなかつた農家に無事戻しとして、納めたかけ金の3分の1(旧法は6分の1)を戻すこととし、また、病虫害の防除費、その他の費用にあてることもできるようになりました。

第2に、組合などへの画一的強制加入がゆるめられました。旧法では、水稲と陸稲の作付合計面積が1反歩以上、あるいは麦の作付面積が1反歩以上の農家は、すべて強制加入でしたが、新法では、強制加入の基準を知事がきめることになりました。

本県の基準は、水稲は2反歩、陸稲は1反歩、麦は1反歩以上作付けするもの。蚕しは1箱以上掃立てするものを強制加入者としています。

知事の定めた基準より少ない農家の加入は、自由となつたわけです。

第3に、農作物共済の損害補償の内容が充実されました。

旧法に対する農家の不満は、災害を受けても、共済金の支払い額が少ないことにありました。新法では、支払いの基礎を、米、麦とも国の買入価格の9割額(旧法では7割額)と改めていますから、収穫がまつたくなかつた場合の共済金支払割合は6割3分(買入価格9割×引受収量7割)となつたわけです。(旧法では4割9分)

第4に、共済かけ金率の設定と、国庫負担の方式が合理化されました。

組合等ごとの農作物共済かけ金率については、県平均のかけ金率を基礎として、組合ごとに定めていたため、組合等の被害の実態に合わない面もあり、かけ金が高いという不満もありました。新法では、組合ごとに過去に支払つた共済金の割合によつて定めることにしています。また共済かけ金の国庫負担割合も、旧法の県内一律の定めかたを改め組合等ごとに最底2分の1とし、被害実績の大きさによつて増額することになりました。

第5に、水稲共済事故から病虫害をのぞくことができることになりました。

最近では、病虫害の防除器具や農薬などが進歩したため、病虫害による被害は、ほとんどなくなりました。新法では、農家の防除費用とかけ金との二重負担の不合理を改めるため、一定の基準に合うときは、かけ金を病虫害部分(約3割7分)だけ割引きすることができるようになりました。また国でも、農家のかけ金割引きになつた額と同額を補助金として交付し、病虫害防除を徹底することになつています。ただし、病虫害を除外したときは、病虫害の被害を受けても、共済金の支払いはうけられません。

以上が、改正されたおもな内容ですが、今後この制度を健全に育てあげることが大きな課題です。これを機会に、改正の内容を理解し、十分に活用してゆきましょう。

老人クラブの美挙

麻生町の老人クラブも三十を数える程結成されております。さきに小高谷矢幡の老人クラブがそれぞれ地元の各小中学校へ雑巾を一同で作成寄贈されました。こんど矢幡第一クラブ(長寿会、会長金田幸一)では、竹ホーキを作成地元小学校へ(二十五本)寄贈されました。おぢいさん達の真心はそのホーキの柄を通じて孫達の勉強をはげますことでしよう。

今月の税

町県民税　1期
保険税　2期
年　金　1期

期	日	時間	場所
7	1	前 9～11	五町田火の見前
		后 1～4	行方農協
	2	前 9～11	行方中学校
		后 1～4	行方分館
	3	前 9～11	今宿集会所
		后 1～4	於下集会所
	4	前 9～11	島並分校
		后 1～4	小高農協
	6	前 9～11	橋門集荷所
		后 1～4	小高分館
7	7	前 9～11	繕沢児童会館
		后 1～4	井貝児童会館
	8	前 9～11	古宿会館
		后 1～4	本城会館
	9	前 9～11	新原集会所
		后 1～4	石神集会所
	10	前 9～11	台矢幡小沢商店前
		后 1～4	太田分館
	11	前 9～11	大和第3小学校
		后12.20～2	宇崎共同作業所
7	11	后2.20～4	前塚集会所
	13	前 9～11	大和第1小学校
		后12.20～2	天掛小沢孫一宅前
		后 2.20～4	新宮淡島神社
	14	前 9～11	青沼集会所
		后 1～4	大和第2小学校
	15	前 9～4	大和出張所
	17	前 9～4	富田集会所
	20	前 9～4	麻生公民館

ひとり残らず 健康診断

十五歳以上の方は、一般住民健康診断をうけてください。(他の職場及び、児童生徒で受診されている方はのぞく)

日程は次のとおりです。時間と場所の都合のよい時、よい所へおでかけください。

◆時間守って明るい社会